

外国人介護人材の受入れについて (最近の動向)

令和2年10月19日

厚生労働省 東海北陸厚生局

介護分野における特定技能試験の 実施状況

技能試験・日本語試験の概要

技能試験

「介護技能評価試験」

- 試験言語: 現地語
- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト(CBT)方式
- 実施回数: 国外: 年おおむね6回程度 国内: 本年秋季以降
- 開始時期: 平成31年4月

日本語試験

「国際交流基金日本語基礎テスト」(※)

- 実施主体: 独立行政法人国際交流基金
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト(CBT)方式
- 実施回数: 年おおむね6回程度、国外実施を予定
- 開始時期: 平成31年4月

「介護日本語評価試験」

- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト(CBT)方式
- 実施回数: 国外: 年おおむね6回程度 国内: 本年秋季以降
- 開始時期: 平成31年4月

(※) 又は「日本語能力試験(N4以上)」

試験の実施状況

《これまで》

- 2019年4月からフィリピン、9月からはカンボジア、10月からはインドネシア、ネパール、国内、11月からモンゴル、2020年2月からミャンマーにおいて順次実施。
- これまで介護技能評価試験に計4,223名、介護日本語評価試験に計4,407名が合格(2019年4月～2020年6月試験の実績)。

《今後》

- フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、日本(47都道府県)において、引き続き実施予定。
- また、ベトナム、中国、タイについても、実施環境が整った国から順次実施。

外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業について

【地域医療介護総合確保基金のメニュー】

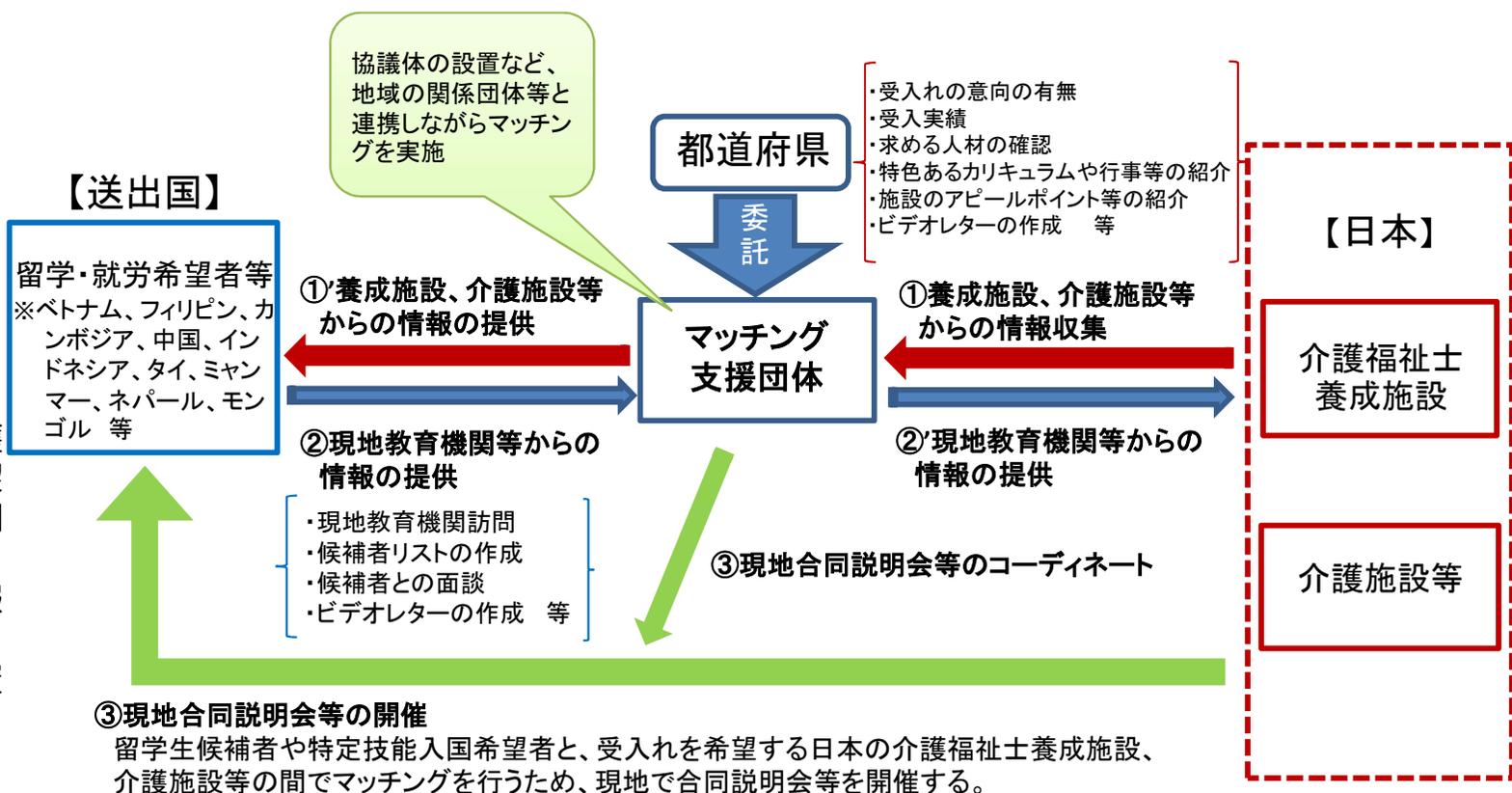
外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業

【目的】

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

【事業内容】

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など



(参考1)
お役立ちツール

- ①日本語学習支援ツール(WEBコンテンツ)
- ②介護現場で使われる日本語テキスト
- ③外国人介護人材のための相談窓口
- ④外国人介護人材受入れガイドブック
- ⑤外国人介護人材活躍支援ガイドブック

日本語学習Webコンテンツ

日本語学習 Webコンテンツ 「にほんごをまなぼう」のご紹介



<登録ユーザー数> ※2019年7月4日時点

約 **1,000** 人

たくさんの外国人介護人材が利用しています。

<管理者登録数>

約 **500** 団体

管理者(監理団体・受入事業者・日本語学校等)も日本語教育に活用しています。

URL: <http://aft-jaccw.eknowhow.jp/rpv/>

「にほんごをまなぼう」は、

日本の介護現場で働く外国人のみなさまの総合プラットフォームコンテンツを目指して、日本語能力の向上、介護現場で必要とされる知識の習得をしっかりとサポートしていきます。日本語学習で高い学習効果をは発揮するためには、優良な指導者や学習プログラムが必要です。何よりも、学習者自らが自立的に学習に取り組むことが不可欠でしょう。その環境を提供するのが「にほんごをまなぼう」です。入国後、1年以内にN3程度の日本語試験に合格することを目的としています。

< 5つの特徴 >

無料



日本語学習、介護に関心のある方であれば誰でも無料で利用可

試験合格



日本語能力試験「N3」合格を目指した効果的な学習支援

自律学習



自分の学習状況を管理できる自律学習支援システムを採用

介護の日本語



日本の介護現場で使われる日本語学習コンテンツを提供

インセンティブ



デジタルネイティブ世代の空気を促す仕組みを搭載

公益社団法人 日本介護福祉士会

<厚生労働省介護の日本語学習支援等事業>

「にほんごをまなぼう」 ～介護の現場で働く外国人のための日本語習得への道～

「にほんごをまなぼう」は登録すれば無料で誰でも、インターネット上で日本語の勉強ができます。

にほんごをまなぼうのサイトにアクセスして「はじめての方はこちら」をクリック
<https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/>

またはこちらのQRコードからアクセスしてIDとパスワードを登録



お問い合わせ先

公益社団法人日本介護福祉士会事務局

Mail kaigo.nihongo@jaccw.or.jp

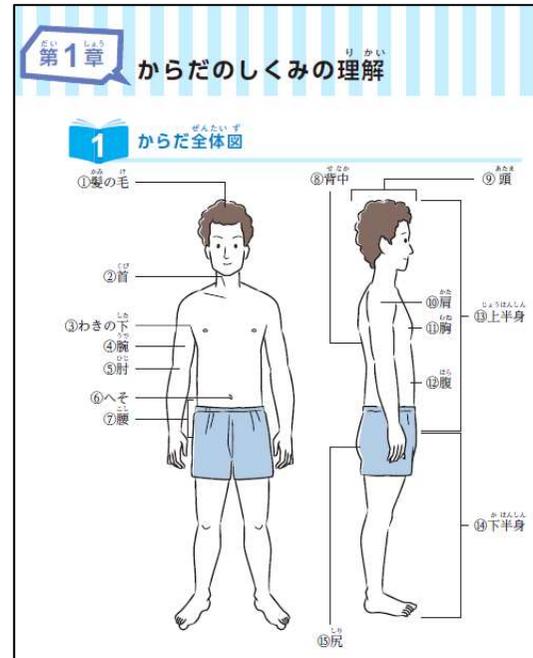
介護の日本語テキスト等の参考ツール

詳細は厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>) をご覧ください。



【出典】日本介護福祉会「介護の日本語」（平成30年8月）
平成30年度介護職種の技能実習生の日本語学習等支援事業により作成

●内容例



	英語	インドネシア語	ベトナム語	中国語
①	hair	rambut	tóc	头发
②	neck	leher	cổ	脖子
③	armpit	ketiak	nách	腋下
④	arm	lengan	cánh tay	手臂
⑤	elbow	siku	khủy tay	手肘
⑥	belly button	pusar	rốn	肚脐
⑦	lower back	pinggang	eo	腰
⑧	back	punggung	lưng	后背
⑨	head	kepala	đầu	头部
⑩	shoulder	bahu	vai	肩膀
⑪	chest	daada	ngực	胸部
⑫	belly	perut	bụng	腹部
⑬	upper body	tubuh bagian atas	thân trên, nửa người trên	上半身
⑭	lower body	tubuh bagian bawah	thân dưới, nửa người dưới	下半身
⑮	hip	pantat	mông	臀部

I 入国後講習における日本語学習で学習する語彙・声かけ表現

●「介護の日本語」テキスト以外にも厚生労働省HPに多数掲載中

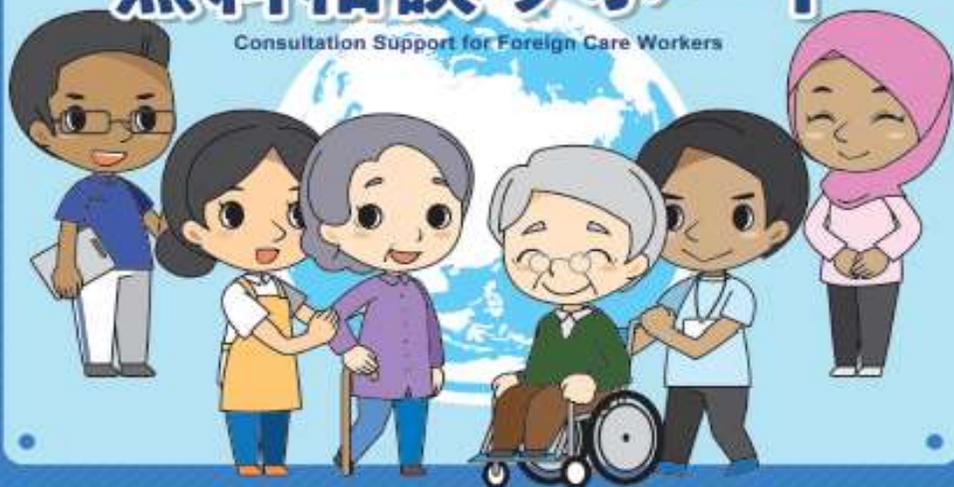
- [監理団体が行う入国後講習の標準的な日本語学習プログラム\[382KB\]](#)
- [入国前 日本語自立学習支援ツール\(WEBコンテンツ\)](#)
- [【監理団体の皆様へ】技能実習生の日本語学習をサポートするWEBコンテンツ\(入国後 日本語自立学習支援ツール\)について](#)
- [入国後 日本語自立学習支援ツール\(WEBコンテンツ\)](#)
- [入国後 日本語自立学習支援ツール\(WEBコンテンツ\)の監理団体利用申請ページ](#)
- [「介護の日本語」テキスト\(日本語版\)](#)
- [「介護の日本語」テキスト\(英語・インドネシア語・ベトナム語・中国語対応版\)](#)
- [「介護の日本語」テキスト\(クメール語・タイ語・モンゴル語・ミャンマー語対応版\)](#)
- [「介護の日本語」指導者用手引き](#)
- [介護分野の技能実習生の実習実施者の日本語学習指導者向け手引き](#)
- [介護職種の技能実習指導員講習テキスト](#)

介護現場で働く外国人のための相談窓口

公益社団法人 国際厚生事業団 JICWELS

外国人介護人材 無料相談サポート

Consultation Support for Foreign Care Workers



対応言語



相談方法 まずはお気軽に **お電話**・**メール** でご相談ください。
また **LINE**・**Facebook** から受付けております。

※裏面にQRコードがございます

03-6206-1129



右記の曜日にそれぞれの言語に対応するスタッフが電話相談を受け付けています。

対応日時	対応言語	月	火	水	木	金
平日(月～金) 9:30～13:00 14:30～17:30	英語・タガログ語	●	●	●	●	●
	ベトナム語	●	●	●	●	●
	中国語	●	●	●	●	●
	インドネシア語	●	●	●	●	●

公益社団法人 国際厚生事業団 外国人介護人材支援部

What's JICWELS

国際厚生事業団は2008年より経済連携協定(EPA)に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れにおいて、国内のたぐいひとつの受入れ調整機関として、多くの候補者を日本国内の施設に紹介し、候補者やその受入れ施設へのサポートを行ってきました。

外国人介護人材相談サポート

これからは、在留資格「介護」や「技術実習」、「特定技能」の制度により、介護分野で働く外国人材が増えていきます。JICWELSでは、日本国内における介護現場で就労するすべての外国人材の方へ、今までの介護人材の受入れ経験を活かしサポートいたします。

専門分野

～ 提供できるサービス(専門家がいます) ～

生活支援

日本語学習支援

労働に関して

相談内容

- 介護現場で就労するすべての外国人材の方が対象です。
- 外国人材を雇用する介護施設等からの相談も受け付けています。

受け入れている外国人材がホームシックでどうすれば良いかわからない

文化の違いで、上手くコミュニケーションがとれない



Life?
VISA?
Work?

例えば、外国人材が安心して就労するために必要な取組みなどについて、当事業団のこれまでのEPA介護福祉士候補者受入支援事業で培ったノウハウを活用し、できる限りの助言を行います。

相談事例

- 生活支援 : 「社会保険や住民税の仕組みがよく分からない」
- 日本語学習 : 「介護分野でよく使う日本語のテキストはありませんか?」
- 労働条件 : 「雇用契約書の内容がよく分からない」



03-6206-1129



<https://jicwels.or.jp/fcw>



お困りのことがありましたらなんでも相談してください

外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック

詳細は厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html) をご覧ください。



外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック

外国人介護職員と一緒に働いてみませんか？

今、外国人を介護職員として採用する事業者が出てきています。外国人を採用した介護事業者からは、職場が明るくなった、職員の一体感が醸成された、外国人への教育を通じて介護サービスの質の見直しにつながったといった声が聞かれています。

また、外国人介護職員に、日本の介護の知識や技術を伝えることは、国際貢献にもつながる取組です。

あなたの事業所でも、外国人介護職員を採用して、一緒に働いてみませんか？

外国人介護職員を雇用するのにどのような方法があるか
大まかに知りたい

⇒ 2 ページへ

介護事業者における外国人介護職員の雇用について
現状や実態を知りたい

⇒ 4 ページへ

外国人介護職員を雇用するための各制度
の具体的な内容を知りたい

⇒ 6 ページへ

外国人介護職員を雇用した介護事業者の事例や
事業者の声を知りたい

⇒ 12 ページへ

● 内容例

外国人介護職員を雇用できる4つの制度の概要

	雇用できる外国人介護職員は介護福祉士の資格を持っている？	外国人介護職員にはずっと働いてもらえる？	外国人介護職員は母国での資格や学習経験がある？	外国人介護職員の日本語能力の目安は？	外国人介護職員の雇用にあたって受入調整機関等の支援はある？	外国人介護職員が就労可能なサービス種別に制限はある？
EPA EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の雇用 ⇒ 6 ページへ	資格なし ただし、資格取得を目的としている	資格取得後は永続的な就労可能 一定の期間中に資格取得できない場合は帰国	看護系学校の卒業生 or 母国政府より介護士に認定	大多数は、就労開始時点でN3程度 ※3 入国時の要件は 尼・比: N5程度、越: N3	あり JICWELSによる受入調整	制限あり 介護福祉士の資格取得後は、一定条件を満たした事業所の訪問系サービスも可能
介護 日本の介護福祉士養成校を卒業した在留資格「介護」をもつ外国人の雇用 ⇒ 7 ページへ	介護福祉士	永続的な就労可能	個人による	一部の養成校 ※4 の入国要件は N2程度	なし	制限なし
技能実習 技能実習制度を活用した外国人(技能実習生)の雇用 ⇒ 8 ページへ	資格なし ただし、実務要件等を満たせば、受験することは可能	最長5年 ※1 ※2	監理団体の選考基準による	入国時の要件は N4程度	あり 監理団体による受入調整	制限あり 訪問系サービスは不可
特定技能 在留資格「特定技能1号」をもつ外国人の雇用 ⇒ 9 ページへ	資格なし ただし、実務要件等を満たせば、受験することは可能	最長5年 ※1 ※2	個人による	入国時の要件は ・ある程度 日常生活ができる程度、生活に支障がない程度の能力 ・介護の現場で働く上で必要な日本語能力	あり 登録支援機関によるサポート	制限あり 訪問系サービスは不可

※1…ただし、介護福祉士を取得すれば、在留資格「介護」を選択でき、永続的な就労が可能

※2…3年以内で修了した技能実習生は「特定技能1号」に必要な受験が免除される(在留資格を「特定技能1号」に変更した場合、技能実習と特定技能を合わせて最長10年となる)

※3…インドネシア・フィリピンの入国時の要件はN5程度だが、インドネシア人及びフィリピン人候補者の約90%が6か月間の待機日本研修修了までにN3程度の日本語水準に到達(平成30年度実績に基づく)

※4…「一部の養成校」とは、留学生の入学選抜において、日本語能力試験(JLPT)でN2以上(もしくは日本語試験でN2相当以上)と確認できることを要件としている介護福祉士養成校のことを指す

■日本語能力試験 JLPTのN1～N5の目安

日本語能力	目安
N1	幅広い場面で行われる日本語を理解することができる
N2	日常的な場面で行われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で行われる日本語を理解することができる
N3	日常的な場面で行われる日本語のある程度理解することができる
N4	基本的な日本語を理解することができる
N5	基本的な日本語のある程度理解することができる

[N4程度]など「程度」をつける場合は、日本語能力試験 JLPT ON4に合格している、もしくはそれと同等の能力を有すると認められる場合を指します。

●本ガイドブックにおいて、「外国人介護職員」とは、EPAに基づき介護福祉士候補者または介護福祉士として雇用されている外国人介護職員、在留資格「介護」をもつ外国人、留学生アルバイト、技能実習生など、日本語が母語でない外国人の介護職員のことを指します。

●本チャートは、各制度の特徴を簡潔に示したものです。各制度の詳細については、10-11ページをご覧ください。

【出典】三菱UFJリサーチ&コンサルティング「外国人介護人材の受入環境の整備に向けた調査研究事業報告書」(平成31年3月) 平成30年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)

外国人介護職員の受入れと活躍支援に関するガイドブック

詳細は厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html) をご覧ください。

●内容例

外国人介護職員が いきいきと活躍できる 職場づくりとは？

外国人介護職員の受入れと活躍支援に関するガイドブック

今、外国人を介護職員として採用する法人・事業所が増えています。外国人介護職員の中には、現場のリーダーとなって活躍する方、また、頼もしい「先輩」として、後輩の外国人介護職員の相談相手やまとめ役をつとめている方がたくさんいます。

ここでは、外国人介護職員に活躍してもらうためのポイントや、実際の事例を集めました。

あなたの事業所でも、外国人介護職員がいきいきと活躍できる職場づくりを進めてみませんか？



P4 外国人介護職員の受入れ・活躍の現状

P8 外国人介護職員に活躍してもらうための3つの支援

P10 外国人介護職員とのコミュニケーションの基本

P12 外国人介護職員のキャリアアップをどう支援するか

P13 日本で活躍する外国人介護職員の皆さん

外国人介護職員に活躍してもらうための3つの支援



職場での定着支援

- 外国人介護職員を受け入れる目的を事業所内で共有していますか？
- 日本の文化・生活習慣や仕事の基本ルールを伝えていますか？
- 介護業務の標準化や言葉使いの見直しをしましたか？

例えば、こんな支援・・・

受入れの目的を事業所内で共有する 外国人介護職員を受け入れる目的を事業所内で共有できていないと、職員の協力は得られません。新しい視点を持つ職員への受入れによる「現場の活性化」、「国際社会への貢献」、「人員体制の強化」など、受入れの目的を予め全ての職員で共有しておきましょう。受入れ前に日本人職員に対する研修やオリエンテーションを行うことも有効です。	介護業務の標準化や言葉の使い方の見直しを行う 職員によって、業務の考え方や進め方が異なるなど、教えられる側は混乱します。予め介護業務の標準化をしておくことでよいでしょう。一方、介護では個別対応も重視されます。基本的な技術と個別対応を分けて説明すると分かりやすいと考えられます。また、専門用語を略した表現は分かりにくいので、事前に伝えておいたり、言葉の使い方を見直しをみることでよいでしょう。
日本の職場の基本的なルールを教える 仕事上のルールは国によって異なります。あいさつや挨拶、「報・連・相」、職員への接し方など、日本の職場の基本的なルールを教えることが必要です。介護は生活を支える仕事です。そのため、日本の文化や生活習慣も学んでもらう必要があります。挨拶や食事のマナー、入浴習慣などは、国によって異なりますので、基礎知識として教えておくことでよいでしょう。	外国人介護職員の文化や生活習慣を理解する 日本の文化や生活習慣を学んでもらうだけでなく、外国人介護職員の出身国の文化や生活習慣を理解し、互いに尊重し合うようにしましょう。食事や礼拝など、信仰上の配慮が必要な場合もあります。例えば、外国人介護職員が母国への帰省のために善いの休暇を希望する時は、上司とも話し合い、調整することが必要です。



生活基盤を整える支援

- 生活圏での支援を行っていますか？
- 生活マナーやルールを指導していますか？
- 体調面の確認やケアを行っていますか？

例えば、こんな支援・・・

生活必需品をそろえる 安心して仕事をするための基盤として、住まいの提供や契約の支援、家具・家電などの貸与、携帯電話の手続き支援やインターネット使用環境の整備など、生活必需品をそろえるための支援が必要です。必ずしもすべて新品を購入する必要はありません。例えば、職員が使わなくなったものを集めて貸与する方法もあります。	各種制度や手続きの支援を行う 公的制度の手続きは、外国人にとって大変難しいものです。ビザの手続きや住民登録、健康保険への加入や支払いなどの支援が必要です。病気やケガをした時、お金がかかるなどの理由で受診しなかったり、受診しても症状などをうまく伝えられないことにもありますので、受診勧奨や付き添いなど、きめ細かな支援が必要な場合もあります。
生活上のマナーやルールを伝える 日本と外国では生活上のマナーやルールが異なります。来日した際の職員には、食事や買い物の仕方、トイレやお風呂の使い方、病院のかかり方や薬の購入方法、電車やバスの乗り方、ゴミ出しのルールや騒音のマナーなどを十分に伝え、必要に応じて同行することが必要です。例えば、職員の買い物のために、定期的に車で送りしている事業所もあります。	体調の確認、メンタル面のサポートを行う 母国と異なる環境では、ストレスにより心身に不調をきたすこともあるでしょう。定期的に体調確認を行い、また必要な時には声をかけるなどこまめに状況を確認し、メンタル面のサポートを手厚く行いましょう。同じ出身国の先輩職員と母国語で話せる機会を設ける、あるいは、海外経験のある職員やボランティアの職員がサポートを担当するなど、悩みや不安を打ち明けやすいようにしましょう。



地域社会になじむ支援

- 地域との関係づくりをしていますか？
- 外国人介護職員の家族に対する支援を行っていますか？

例えば、こんな支援・・・

事業所周辺の地域との関係づくり 事業所では、地域との関係づくりのため、イベントに近隣住民を招いたり、地域の行事に職員が参加したりすることもあるでしょう。このような機会を活用して、外国人職員が地域に馴染む機会をつくりましょう。例えば、事業所が外国人介護職員の出身国の食事や文化を披露するイベントを開催すれば、地域住民に関心を持ってもらうきっかけになります。	外国人介護職員の家族に対する支援 外国人職員の中には、家族とともに日本で生活する人もいます。外国人介護職員が安心して仕事ができるよう、家族に対する支援もできるとよいでしょう。法人・事業所の中には、例えば、家族に対する日本語教室等のコミュニケーション支援や、メンタルヘルスケア、子どもの保育・教育支援を行うところもみられます。
---	--

地域で「生活基盤を整える支援」や「地域社会になじむ支援」に取り組む団体もあります

すみだ日本語教育支援の会 ～地域への受入れのゲートとなる日本語教室～

2008年に発足した「すみだ日本語教育支援の会」(※)によって、墨田区(近隣含む)の介護業界で働く外国人のために、「介護の日本語」に特化した日本語教室が開校されました。

日本語教室は毎週金曜日に、日本語講師2名と地域のボランティア約5名によって開講され、登録した外国人が自由に参加できるようになっています。受講料は無料です。口コミによって受講生は年々増えています。

(※) 早稲田大学、社会福祉法人賢育会、地域のボランティア団体「NPO法人てーぬ・どすこい倶楽部」が中心となって発足

◆日本語は「教える」ではなく「寄り添って一緒に考える」
 日本語教室では、受講生のレベルに合わせた5つのカリキュラムを設定しています。外国人を歓迎している気持ちを示すため、受講生に日本語を「教える」のではなく、ボランティアが「寄り添って一緒に考える」方針としています。そうすることで、外国人と日本人との間に生じがちな「見えない壁」を取り払うことができています。

◆教室の人達とのつながりにより地域共生が育まれている
 教室の終了後は、受講生同士で食事に行くこともありますが、また、ボランティアと受講生が母国へ旅行に行ったり、受講生がボランティアに悩みを相談することもあります。「何かあったら日本語教室の人達が助けてくれる」という安心感、感謝の思いから「地域に恩返ししたい」と、ボランティアグループを立ち上げることにもつながっています。

独自の奨学金制度を設ける法人・事業所もあります

介護福祉士養成校に通う留学生の学費については、都道府県(都道府県から事業を委託している団体)が窓口になっている「介護福祉士等修学資金貸付制度」を活用することができます。

また、一部には独自の奨学金制度を設けている法人もあります。都道府県によっては、こうした法人の介護施設等が介護福祉士養成校に留学する留学生に奨学金を貸付等した場合は、その費用の一部を助成する事業を実施している場合がありますので確認してみてください。

(出典) 厚生労働省資料

【出典】三菱UFJリサーチ&コンサルティング「外国人介護人材の受入れ実態等に関する調査研究事業報告書」(令和2年3月) 令和元年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)

(参考2)

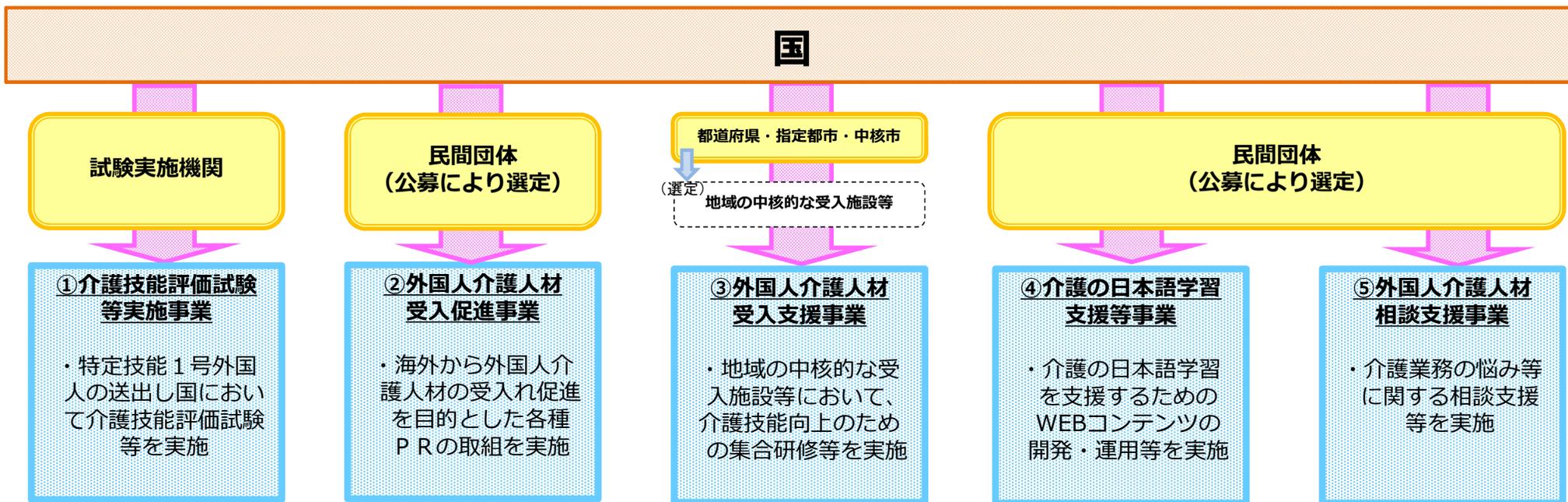
令和2年度予算関係資料

令和2年度外国人介護人材受入環境整備事業

○ 新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下の取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出国において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験等を実施
- ② 外国人介護人材受入を促進するためのPRを実施【新規】
- ③ 介護技能向上のための研修等の実施に対する支援
- ④ 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援
- ⑤ 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

【事業内容】



外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

【補助率】 定額補助

【実施主体】 試験実施機関、都道府県(間接補助先:集合研修実施施設等)等

【予算額】 (目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 【令和元年度】909,968千円 → 【令和2年度予算】1,101,640千円

外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の令和2年度新規メニュー

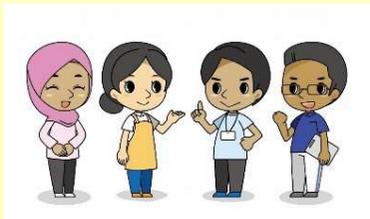
【事業目的】

- 外国人介護人材の受入れを検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



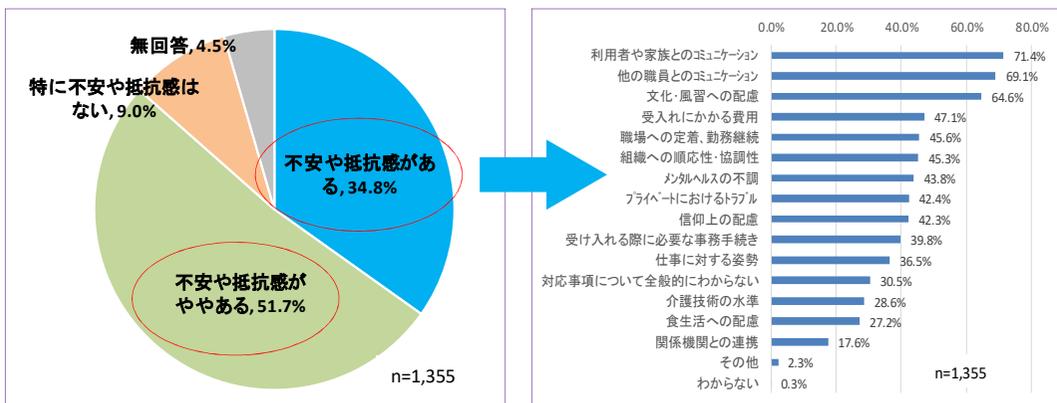
資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



(参考3)

外国人介護人材受入れ制度について

外国人介護人材受入れの仕組み

EPA (経済連携協定)
(インドネシア・フィリピン・ベトナム)

在留資格「介護」
(H29. 9 / 1 ~)

技能実習
(H29. 11 / 1 ~)

特定技能 1号
(H31. 4 / 1 ~)

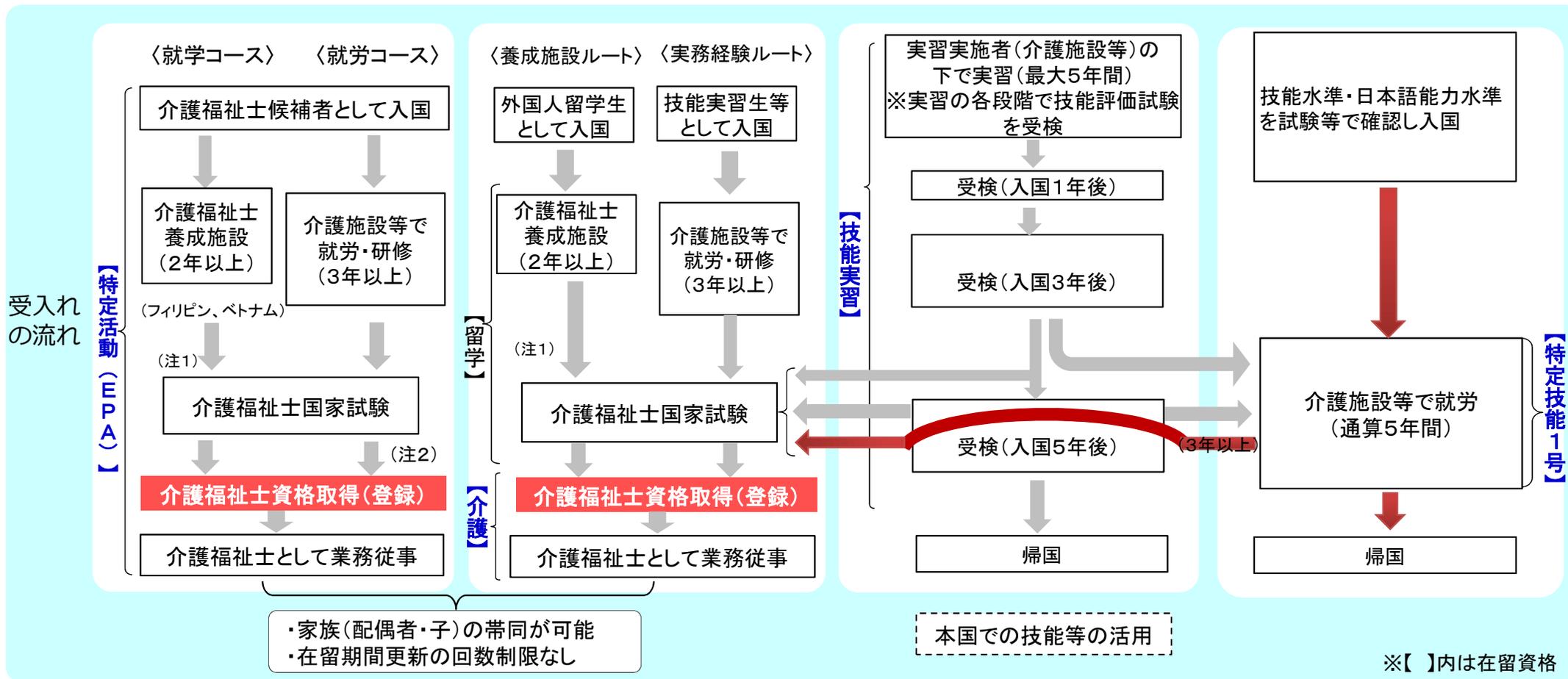
制度趣旨

二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の外国人の受入れ

本国への技能移転

人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，
(14分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年，1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同**：要件を満たせば可能（配偶者，子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】

